

2026 年 9 月 18 日

各 位

会社名 I N S I G H T L A B 株式会社
(コード番号 227A TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 CEO 遠山 功
問合せ先 経理財務部長 篠原 裕法
T E L 03-5909-1320
U R L <https://insight-lab.co.jp/>

監査役会設置会社への移行、臨時株主総会開催及び付議議案の決定に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 21 日付の「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」のとおり、2026 年 9 月 15 日を基準日と定め、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する旨をお知らせしました。本日付の取締役会において、監査役会設置会社への移行、本臨時株主総会開催及び付議議案について下記のとおり決議しましたので、お知らせします。

記

I. 本臨時株主総会の開催日及び場所

1. 開催日時 2026 年 10 月 20 日（火曜日） 正午
2. 開催場所 東京都新宿区西新宿 1 丁目 26 番 2 号 新宿野村ビル 33 階
 本社会議室

II. 監査役会設置会社への移行について

1. 移行の目的

当社は、今後の事業拡大に伴い、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化および経営監視機能の向上を図るため、監査役会設置会社へ移行することといたしました。

2. 移行の時期

2026 年 10 月 20 日開催予定の本臨時株主総会において、必要な定款変更が承認されることをもって、監査役会設置会社へ移行する予定です。

III. 本臨時株主総会の付議議案

- 第 1 号議案 定款一部変更の件
第 2 号議案 監査役 1 名選任の件

IV. 付議議案の概要

1. 第 1 号議案 定款一部変更の件

(1) 定款変更の目的

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び経営監督機能の充実を図るとともに、業務執行の適法性・妥当性の監査体制を整備するため、監査役会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査役会設置会社への移行に必要な、監査役会に関する規定の新設等所要の変更を行います。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (新設)	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u>
第5条～第27条 (条文省略)	第5条～第27条 (現行どおり)
第5章 監査役 (員数)	第5章 監査役 <u>及び監査役会</u> (員数)
第28条 当社の監査役は、3名以内とする。	第28条 当社の監査役は、 <u>5</u> 名以内とする。
第29条～第30条 (条文省略)	第29条～第30条 (現行どおり)
(新設)	<u>(常勤の監査役)</u> 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
(新設)	<u>(監査役会の招集通知)</u> 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

	2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。
(新設)	(監査役会規程) 第 3 3 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
第 3 1 条～第 3 6 条 (条文省略)	第 3 4 条～第 3 9 条 (現行どおり)

2. 第 2 号議案 監査役 1 名選任の件

第 1 号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、当社が監査役会設置会社に移行することを条件として、監査役 1 名を選任いたしたく、下記の者を候補者として提案いたします。なお、本議案につきましては、監査役の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
こが さいと 古賀 聡 (1982 年 1 月 22 日)	2006 年 8 月 アクセンチュア株式会社入社 2014 年 12 月 松尾千代田法律事務所 (現：本多・松尾・吉田法律事務所) 入所 2016 年 4 月 木村昌則法律事務所入所 2020 年 8 月 木村・古賀法律事務所設立 (現任)	—

以 上